

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた 臨時会等における議会運営について

新型コロナウイルス感染症の集団感染発生の防止及び感染リスク軽減を目的とし、横浜市会会議規則等を踏まえながら、議会の意思決定機能を維持するため、以下の措置を探ることとする。

1 本会議

- (1) 質疑を行う議員は、当局が感染症対策を最優先で進められるよう、効率・効果的な質疑とするための事前準備に努める。
- (2) 当局の出席者は必要最小限とする。

2 常任委員会

- (1) 委員会室は原則4階大会議室A・Bの2カ所とする。
- (2) 委員席については通常時よりも委員間の距離を取る。
- (3) 長時間の審査とならないよう、効率・効果的な運営に努める。
- (4) 当局の出席者は必要最小限とし、必要に応じて入れ替えを行う。なお、入れ替えの間に議事は中断しない。

3 運営委員会

- (1) 委員会室は第三会議室とする。
- (2) 当局及び議会局の出席者は必要最小限とする。

4 その他

- (1) 本会議・委員会の開催に当たっては、換気を十分に行い、各議員においては、マスク着用を原則とし、手指消毒を徹底する。また、会議開始前までに各議員において検温を実施し、発熱（37.5度以上。以下同様。）等の症状が見られる際は出席を自粛する。
- (2) 報道関係者が本会議・委員会を傍聴する際は、マスク着用を原則とし、手指消毒を徹底する。なお、会議開始前までに各自検温を実施し、発熱等の症状が見られる際は傍聴自粛を要請する。
- (3) 一般傍聴については自粛を要請するとともに、インターネット中継を積極的に御利用いただくことをホームページにおいて周知する。
なお、来庁した傍聴者に対しては、マスク着用を原則とし、手指消毒を徹底いただき、受付時の検温の実施及び傍聴席での距離を空けての着席への協力を要請する。
- (4) 役員改選後の初委員会（常任委員会・運営委員会）は開催を見送る。なお、必要に応じて資料配付等による対応を行う。
- (5) 各種委員会委員の選出については、各常任委員会の委員に対し文書により確認のうえ、決定する。
- (6) 他都市への行政視察については、全国市議会議長会の通知に基づき、特段の事情がない限り、当面の間、延期する。